

# 回 答 書

令和6年5月8日現在

入間市ゼロカーボンシティ普及モデル事業プロポーザル参加事業者募集要項に対し、次のとおり質問がありましたので回答いたします。

1	<p><b>【質問事項】</b></p> <p>特記事項及び現況の項目のなかで、がけ高が2m超の場合は条例が適用されるとあるように、がけ条例の適用有無の確認や街区の全体計画用また造成施工費を算出するために、本件土地の敷地内外のレベル（高低差）や道路等のレベルを把握したいと考えております。</p> <p>つきましては、道路等と敷地の高低差のわかるレベル情報を提供して頂くか、もしくは応募者側で現地調査してレベル測定することは可能でしょうか？</p>
	<p><b>【回 答】</b></p> <p>これらに関する図面等はありません。また、応募者側で現地調査していただくことは可能になります。その場合は、調査日をあらかじめご連絡ください。</p>
2	<p><b>【質問事項】</b></p> <p>現時点で本件土地に隣接する敷地との境界確定や隣接地権者との立合いは完了済みでしょうか？ 仮に現時点で完了済みでない場合は、土地の売主と買主のどちらがその対応を最終的に行うことになりますか？</p>
	<p><b>【回 答】</b></p> <p>本件土地3筆とも、隣接地権者との立合いは完了済みです。そのため、売却後に発生する所有権移転登記以外の登記については、買主で実施していただくこととなります。</p>
3	<p><b>【質問事項】</b></p> <p>道路整備に伴い、道路境界際の工作物（敷地内のL形側溝、L形集水桝、敷地外のU字溝、アスファルト、ガードレール、玉石土留め、標識）のやり替えや移動・撤去範囲について、いつの段階で道路管理課（また警察等）と協議しても構いませんか？下記の①～④でお教え願います。</p> <p>①申込書提出の前（いつでも構わない） ②最優秀提案者等の決定後（土地所有権は売主） ③土地の引き渡し後（所有権が買主に移転後） ④その他</p>

	<p><b>【回 答】</b></p> <p>申込書提出の前から可能となります。つまり、上記の①となります。</p> <p>また、最優秀提案者は、基本協定締結後に道路法第 24 条の規定に基づく道路工事施行承認の手続きを行い、入間市（道路管理者）の承認を得ることになります。</p>
4	<p><b>【質問事項】</b></p> <p>戸建て住宅において Z E H を満たす性能以上で、別表の要件を満たすものとあるとありますが、戸建て住宅については、全棟 Z E H 以上が必要になりますか？一部の宅地で Nearly Z E H（Z E H に準じた基準）が認められる場合はその旨お教え願います。</p>
	<p><b>【回 答】</b></p> <p>全棟 Z E H 以上が必要になります。</p>
5	<p><b>【質問事項】</b></p> <p>Z E H のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供とありますが、提供内容について詳細資料や特別に定められた様式などありますか？同様に基本協定では環境配慮住宅の環境性能の検証データと記載されていますが、どのような検証データが必要か詳細をお教え願います。</p>
	<p><b>【回 答】</b></p> <p>基本的には H E M S の電力使用データ等の提供を想定しています。その他、環境省から要請があった場合には、データ等をご提供していただく必要があります。なお、提供できない適正な理由がある場合や、交付要件上蓄積が想定されていない情報等を求めることはありません。</p>
6	<p><b>【質問事項】</b></p> <p>維持管理状況と検証データの 2 項について事業期間完了日までに提出するとありますが、ここでいう事業期間完了日とは全棟、入居者に引き渡すことが可能になった時（入居時期に関わらず）という理解で宜しいですか？それとも事業期間完了日ではなく事業期間完了後 3 年（基本協定期間）という意味になりますか？</p>
	<p><b>【回 答】</b></p> <p>基本協定書第 8 条第 1 項で基本協定の期間と定めている「事業期間完了後 3 年間」となります。</p>